

役員及び評議員の報酬等の
支給に関する規程

社会福祉法人
香川県百華福祉会

役員及び評議員の報酬等の支給に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人香川県百華福祉会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等の支給について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人の役員及び評議員は、無報酬とする。

(交通費の支給)

第4条 役員及び評議員には交通費として別に定める役員及び評議員旅費規程により支給する。

(交通費の支給方法)

第5条 交通費は、現金をもって本人に支給又は支払うものとする。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附 則

この規程は平成29年6月19日（評議員会議決日）から施行し、平成29年4月1日から適用する。